

高温・干ばつ災害に関する農業緊急支援事業について

昨今の高温・干ばつの影響により生じる農作物被害を防止するための対策を行う場合に、以下の補助金をご活用いただけますのでお知らせします。以前お知らせした内容から、対象期間及び補助内容に変更がありますので、ご確認のうえ、申請ください。

補助金の申請される方、申請を検討している方は、下記の問合せ先までご連絡ください。なお、掲載の補助金の活用に当たっては、村税の滞納がないことが条件となっておりますのでご承知おきください。

○農業用水確保に関する補助事業

対象経費：ポンプやホース等の資材購入費及びリース代等

対 象 者：村内農業者（販売農家）または水利組合等

補 助 額：1／2（補助上限額：10万円）

※対象経費は税抜き金額です。

対象期間：原則、令和7年6月1日～令和7年8月31日までに実施したもの

※今後の天候によっては期間が変更となる可能性があります。

（注意）

- ① 個人で申請する場合は、水利を管轄する土地改良区または水利組合へ相談のうえ、申請してください。
- ② 申請は、1経営体（1団体）につき、1度までとします。
- ③ 渇水対策につきましては、「多面的機能支払交付金」及び「中山間地域等直接支払交付金事業」の交付金を活用できるものもありますので、各組織で充分ご検討ください。
- ④ 実施時期によっては、3者以上の見積もりが必要となる場合があります。

○園芸作物等の高温対策に関する補助事業【追加】

対象経費：遮光資材購入費等

対 象 者：村内農業者（販売農家）

補 助 額：1／2（補助上限額：216,818円／10a）

※対象経費は税抜き金額です。

対象期間：原則、令和7年6月1日～令和7年8月31日までに実施したもの

※今後の天候によっては期間が変更となる可能性があります。

（注意）

- ① 実施時期によっては、3者以上の見積もりが必要となる場合があります。